就労継続支援B型 nonbiri 工房 重要事項説明書

1. 法人の概要

名 称	株式会社アイジェクト
所在地	岐阜県関市小瀬 2218 番地
電話番号	0575-36-4514
代表者氏名	代表取締役 加藤真佐雄
法人設立年月日	昭和 52 年 4 月 12 日

2. 事業所の概要

事業所の名称	就労継続支援B型 nonbiri 工房
事業所の種類	指定就労継続支援B型事業所 令和2年10月1日指定(指定番号)
主たる対象者	(1)身体障害者(18歳未満の者を除く。)(2)知的障害者(18歳未満の者を除く。)(3)精神障害者(18歳未満の者を除く。)(4)難病等対象者(18歳未満の者を除く。)
利用定員	20人
事業の目的	就労継続支援B型 nonbiri工房は、対象となる障害者へ就労の機会・生産活動の機会・その他活動の機会の提供と、それらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた訓練や支援を目的として必要なサービスの提供を行う。
事業所の所在地	岐阜県関市山王通西6丁目23番地
電話番号	0575-36-4726
管理者氏名	丸山 豊 (放課後等デイサービスすまいるネクスト兼任)
開設年月	令和2年10月1日
事業所が行なっ ている他の業務	(多機能)放課後等デイサービスすまいるネクスト

3. 事業実施地域

岐阜県関市、美濃市

4. 営業時間等

(1)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業	日	月~金(祝日、夏季休暇(8/13~8/16)、年末年始(12/29~1/4)を除く)
営業	時間	午前9時~午後3時

(2)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月~金(祝日、夏季休暇(8/13~8/16)、年末年始(12/29~1/4)を除く)
サービス提供時間	午前10時~午後3時

5. 施設・設備の概要

建物	木造ストレート葺 2階建
訓練・作業室	69. 24 m²
便所	12.41 m²(男女別)
多目的室兼相談室	33. 12 m²
事務室	9. 94 m²

6. 職員の体制

職種	常勤	兼務	非常勤	職務内容
1. 管理者(施設長)		1		従業者及び業務の一元的管理及び
				指揮命令
2. サービス管理責任者		1		・個別支援計画の作成
				・利用の申込みに係る調整
				・従業者等に対する技術指導等のサ
				ービスの内容の管理
3. 従業者	2		5	
生活支援員	1		1	・利用者の生活力向上のための支援
職業指導員	1		3	・利用者に職業上の技術を習得して
				もらうための訓練・指導
調理員			1	・食事の調理

当事業所では、利用者に対して指定就労支援サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

≪主な職種の勤務体制≫

職種	勤務体制	人 員
1. 管理者	常勤 10:00~19:00	1
2. サービス管理責任者	常勤 10:00~19:00	1
3. 生活支援員	常勤 8:30~17:00 非常勤 9:00~15:00	2
4 職業指導員	常勤 8:30~17:00 非常勤 9:00~15:00	4
5 調理員	非常勤 11:00~13:00	1

7. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

サービス管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、就労支援事業の目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ「個別支援計画」を、利用者と面接して作成します。「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。「個別支援計画」については、6か月(3ヵ月)に1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(1) サービスの内容

相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
就労訓練	一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
生産活動	利用者の障害の特性を踏まえ、生産活動の機会を提供します。
施設外就労 施設外実習	個別支援計画に基づき、利用者の就労に対する意向や適正を踏まえて、公共職業 安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携し、施設外就労及び 実習の受入先の確保に努めます。
工賃の支払い	就労訓練・生産活動等の事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を 工賃として利用者に支払います。
求職活動等の支援	公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意 向や適正に応じた求人の開拓に努めます。
職場への定着のた めの支援	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヵ月以上、職業生活における相談等の支援を継続します。
日常生活支援	日常生活の指導や社会体験学習により、日常生活力及び社会生活力の向上を支援します。
健康管理	利用者の健康状況を常に注意し、協力医療機関と連携して健康管理のために適切な支援を行います。
食事の提供	栄養のバランス、カロリーに配慮した献立により提供します。
送迎サービス	心身の状況により送迎を希望する利用者に送迎サービスを行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、個別支援計画に基づき居宅を訪問して利用状況を確認し、月4回を限度として合意の上で支援を行います。
余暇活動	レクリエーション等により、余暇活用力の向上を支援します。

(2) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常別添の料金表の総費用額の1割の額(小数点以下切捨て)が利用者負担額となり、残りの9割が自立支援給付等の給付対象となります。事業者が自立支援給付等を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

なお、低所得者等は月額負担額が軽減されます。

① 基本サービス単位数表 (関市の1単位の単価は10)

<利用者負担額の上限等について>

- 自立支援給付等及び障害福祉サービスの利用者負担額は上限が定められています。
- ご家族等のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付等の対象ではありませんので、実費をいただきます。

項目	金額	備考
食事代	500円	ただし、所得区分が一般所得以外の場合は200円
日用品	実費	余暇活動・行事に係る実費

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌 月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービス に関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

窓口での現金支払

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止する場合にはサービスの実施日の前々日までに事業者に申し出てください。
- ② 利用予定日の前々日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、別紙料金表のとおり、欠席時対応加算をお支払いいただく場合があります。

(6) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は 賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、
	その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等はご遠慮ください。
貴重品の管理	貴重品の管理は、利用者の責任において管理していただきます。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合

は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、契約終了日から5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求め に応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負 担となります。)

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)及び「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 丸山 豊

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 非常災害時の対応

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関 への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に従業者に周知すると ともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	武市 友徳
>100 ## ⇒111 / ##	利用老す名加のし、左り同字佐します
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	誘導灯及び消火器等 法令で規定された設備
171 7K FIX 1/H	105 子り 久 〇 1日 八 10 寸 1 1 口 1 1 へ 7元 7二 C 4 6 7 二 以 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する の家族に関する秘密の保持について「個人情報のの家族に関する の家族に関するとは「多様」のでは、 の家族に関するとは、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の る法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個 正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに とします。	固人情報の適
--	--------

- 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス 提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第 三者に漏らしません。
- また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担

当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

②個人情報の保護について

- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治 医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先:電話番号 0575-36-4726 (対応可能時間 9:00~15:00)

14. 協力医療機関

医療機関名	早川医院
-------	------

15. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災株式会社

保険名 施設賠償保険

保障の概要 支払い限度額 3億円

16. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、 利用者の記録等の情報開示の請求は下記の専用窓口で受け付けます。

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<お客様窓口及び行政機関その他苦情受付機関等>

	連絡先	受付時間		
お客様窓口 (苦情受付窓口担当)	信息 = は 115/15-36-47/26			
苦情解決責任者	代表取締役社長 加藤 真佐雄 電話 0575-36-4726 FAX 0576-36-4726	9:00~15:00		
市町村窓口	関市福祉部福祉政策課 電話 0575-23-7735	8:30~17:15		
岐阜県運営適正化委員会	岐阜県福祉・農業会館内に設置 〒330-8529 岐阜市下奈良二丁目2番1号 電話 058-278-5136	9:00~17:00		

17. その他

当事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、 資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年2回以上

令和 年 月 日

就労支援等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。 管理者名 丸山 豊

氏名					
私は、本書面に基 した。	よ づい	いて事業者から重 要	要事項の説明を受け	、就労支援等の提供開始に	同意しま
利用者	<u>住</u>	所			
			氏名		印
身元引受人 (成年後見人等)	<u>住</u>	所			

氏名_____

印

説明者 職名